

令和3年6月総会

議 事 録

島 田 市 農 業 委 員 会

- 1 開催日時 令和3年6月15日(金)
開会 13時28分 閉会 15時08分
- 2 開催場所 島田市役所 4階 第三委員会室(南)
- 3 出席委員 10名

3	柴田 重雄	6	園田 睦子	7	田代 昌晴	10	増本 努
11	松本 禎夫	13	提坂 幸一	14	松下 宣良	17	鈴木 芳信
18	森 孝雄	19	山下 忍				
- 4 欠席委員 9名

1	大塚 壹	2	久保田 哲	4	進士 晴弘	5	鈴木 清壽、
8	塚本 仁司	9	仲山 和彦	12	八木 純子	15	森西 正昭
16	鈴木 聡、						
- 5 議事日程
- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 報告 第10号 農地法第3条の3第1項の届出について
第11号 農地法第18条第6項の通知について
第12号 畑作転換届について
第13号 農地転用の届出について
第14号 農地利用配分計画書の通知について
- 第3 議案 第14号 農地法第3条(所有権移転)について
第15号 転用許可後の事業計画変更について
第16号 農地法第4条について
第17号 農地法第5条について
第18号 非農地証明願について
第19号 農用地利用集積計画について
第20号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の案、並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 山本 敏幸
係長 磯口 薫
主査 池田 梨左
主事 石原 裕之
主事 藤原 敬志
会計年度任用職員 鈴木 高雄

7 会議の概要

○会長（山下 忍） ただいまから令和3年島田市農業委員会6月総会を開催します。

本日の総会を開催するにあたり、本日の委員の出席状況を報告いたします。

1番大塚壹委員、2番久保田哲委員、4番進士晴弘委員、5番鈴木清壽委員、8番塚本仁司委員、9番仲山和彦委員、12番八木純子委員、15番森西正昭委員、16番鈴木聡委員以上9名から欠席の届出がありました。

本日の出席者は10名です。出席委員が定数に達しておりますので、これより本日の総会を議事日程により進めていきたいと思っております。

○議長（山下 忍） 本日の総会の議事日程につきまして、事務局から説明を求めます。

○事務局（磯口係長） （議事日程を朗読）

〔日程第1 議事録署名人の指名〕

○議長（山下 忍） それでは本日の議事録署名人を決めたいと思っております。私から指名させていただくことでご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） それでは議事録署名人は、6番の園田睦子委員と7番の田代昌晴委員にお願いいたします。

次に会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の磯口係長を指名いたします。

〔日程第2 報告〕

○議長（山下 忍） それでは、報告第10号から報告第14号まで一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

（報告第10号 農地法第3条の3第1項の届出について）

○事務局（磯口係長） それでは、ご説明いたします。まず1ページです。

報告第10号 農地法第3条の3第1項の届出について

下記のとおり農地の権利取得の届出があったので報告する。

令和3年6月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、20件です。

2ページから7ページになります。

報告第10号につきまして、別紙のとおり20件の届出がございました。

これらの内容ですが、取得の理由は、16番は持分放棄、その他はすべて相続によるものです。

また、あっせん等の希望があるものは1番、2番、3番、7番、10番、12番、13番、14番、16番の9件です。

それぞれの案件におきまして、耕作放棄地や転用許可済地など管理において適切な手続きや指導が必要な土地については随時行ってまいります。

報告第10号につきましては以上になります。

（報告第11号 農地法第18条第6項の通知について）

次は8ページになります。

報告第11号 農地法第18条第6項の通知について

下記のとおり賃貸借の合意解約の通知があったので報告する。

令和3年6月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、5件です。

9ページになります。

賃貸人、賃借人及び土地の所在等については記載のとおりです。解約後は利用収益が4件、3条による売買が1件で、いずれも離作補償はなし。基盤法による解約が4件、農地法による解約が1件です。

(報告第12号 畑作転換の届出について)

次は10ページです。

報告第12号 畑作転換の届出について

下記のとおり畑作転換の届出があったので報告する。

令和3年6月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、3件です。

11ページになります。

1番、届出人は横岡の〇〇〇〇さん、所在地は竹下の田、1筆、面積は764㎡、普通畑としての利用です。

理由は、茶畑に挟まれた田で周辺土地との高低差により管理が難しく、野菜畑として管理を行いたいため、本申請に及びました。

2番、届出人は番生寺の〇〇〇〇さん、所在地は志戸呂の田、現況畑の農地1筆 面積は1,874㎡、既に茶畑として管理されているため、追認の申請です。

理由は、昭和46年当時、傾斜地の棚田形状で水稻栽培が困難であった申請地を茶畑に開墾したが、地目変更を行っていなかったためとのことです。農地法3条による贈与を予定しており、申請に伴い地目変更を行うための届け出です。

3番、届出人は相賀の〇〇〇〇さん、所在地は相賀の田、現況畑の農地4筆 面積は1,054㎡、土を入れずに畑へ転換していましたが、盛土を行うための申請で、普通畑(いも類の野菜畑)としての利用です。

理由は、周辺土地との高低差により水はけが悪く管理が難しいため、以前より畑として利用していたが、作業の効率化を図るため盛土をし、野菜畑として管理を行いたいとのことです。

(報告第13号 農地転用の届出について)

次は12ページです。

報告第13号 農地転用の届出について

下記のとおり農地法第5条第1項ただし書きに該当する農地転用の届出があったので報告する。

令和3年6月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、1件です。

13ページになります。

1番案件、賃借人は、楽天モバイル株式会社、賃貸人は〇〇〇〇さんです。所在は牛尾の畑1筆で、面積は179㎡の内、2.25㎡です。

場所は新東名高速道路、島田金谷インターチェンジから北西へ約220m、常安寺(じょうあんじ)から北西へ約510mに位置します。申請地はインターチェンジから300m以内の農地であるため、農地区分を第3種農地と判断しました。

転用理由は、携帯電話基地局の建設です。賃貸借期間は令和3年6月1日から令和8年5月31日まで

の5年間で、この期間以降は自動更新となっています。

(報告第14号 農地利用配分計画書の通知について)

次は14ページになります。

報告第14号 農地利用配分計画書の通知について

下記のとおり農地中間管理事業に係る農地利用配分計画書の通知があったので報告する。

令和3年6月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、1件です。

15ページになります。

権利を設定する者は静岡県農業振興公社(農地中間管理機構)で、令和3年3月の総会で中間管理機構へ貸し出すことについて、利用集積計画の決定をいただいているものです。

権利の設定を受ける者は川根町家山の〇〇〇〇。権利を設定する土地は、番生寺の畑1筆、面積は339㎡の内250㎡です。権利の種類は使用貸借権、作物は茶、設定期間は令和3年6月1日から令和7年10月31日までの4年5か月間です。

以上、報告第10号から第14号の説明となります。

○議長(山下 忍) 報告第10号から報告第14号までの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員 (質疑なし)

○議長(山下 忍) ご意見も無いようですので、報告案件については以上となります。

[日程第3 議案]

○議長(山下 忍) ここから、議案の審議となります。

議案第14号 農地法第3条(所有権の移転)について、5件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(議案第14号 農地法第3条(所有権の移転)について)

○事務局(磯口係長) 16ページをご覧ください。

議案第14号 農地法第3条(所有権の移転)について

下記のとおり所有権の移転の申請があったので、許可するものとする。

令和3年6月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数、5件です。

17ページになります。

1番 譲受人は、野田の農業兼会社員〇〇〇〇さん、耕作面積15,155.23㎡、耕作従事日数は本人が150日で妻が200日です。

譲渡人は、中溝町の〇〇〇〇さんです。

申請地は野田の農地3筆、面積は3,042.30㎡、売買です。

理由は、譲受人は、近隣農地を耕作しており、申請地を譲り受け、規模拡大を図りたく、また、譲渡人は、農業に従事しておらず管理が難しいため譲り渡したいと考え協議を行ったところ同意が得られたため、申請に及んだものです。

場所は、島田市立総合医療センターより北東に約670m、大津保育園より北東に約300m付近に位置

しています。

2番 譲受人は、野田の農業〇〇〇〇さん、耕作面積5,276㎡、耕作従事日数は本人が250日で妻が50日です。

譲渡人は、中溝町の津〇〇〇〇さんです。

申請地は野田の農地5筆、面積は2,235㎡、売買です。

理由は、譲受人は、近隣農地を耕作しており、申請地を譲り受け、規模拡大を図りたく、また、譲渡人は、農業に従事しておらず管理が難しいため譲り渡したいと考え協議を行ったところ同意が得られたため、申請に及んだものです。

場所は、島田市民病院より北東に約350m及び800m、大津保育園より北東に約900m付近に位置しています。

3番 親子間の贈与になります。

受贈人は番生寺の〇〇〇〇さん、贈与人は〇〇〇〇さん、耕作面積は7,884㎡、農業従事日数は本人100日、父200日、母200日です。申請地は番生寺の農地2筆 合計面積は2,201㎡です。

理由は、経営移譲に係る贈与です。

場所は、国1バイパス沿い、金谷中学校から西に約500mに位置しています。

18ページになります。

4番 譲受人は、川根本町上長尾の住職兼農業〇〇〇〇さん、耕作面積は11,841㎡、農業従事日数は本人150日、子の夫150日です。譲渡人は、川根町笹間下の〇〇〇〇さんです。

申請地は川根町笹間下の農地3筆、合計面積は1,000㎡、売買です。

理由は、譲受人は、農地に隣接する〇〇〇〇の住職を務め、すでに申請地周辺を梅園として管理しており、申請地についても梅園として管理したく、また、譲渡人は農業に従事しておらず、高齢で管理を行うことが難しいため譲り渡したいと考え協議を行ったところ両者の同意が得られたため、申請に及んだものです。

場所は、龍光院より北約50mに位置しています。

5番 譲受人は、神座の〇〇〇〇さん、耕作面積は7,842㎡、農業従事日数は本人350日、子200日です。譲渡人は、宮川町の〇〇〇〇さんです。

申請地は番生寺の農地3筆、合計面積は1,019㎡、売買です。

理由は、譲受人は、申請地を譲り受け規模拡大を図りたく、また、譲渡人は、自己所有地の整理ため譲り渡したいと考え協議を行ったところ同意が得られたため、申請に及んだものです。

場所は、金谷消防署より北西に約150mに位置しています。

5件とも適正に管理されることが見込まれることから、許可もやむを得ないと考えます。説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員（森 孝雄） 1番、2番の譲り渡し人についてですが、ご高齢の方ですが、今までの農地の管理について、わかったら教えてください。

○事務局（池田主査） これまでの管理ですが、一部休耕田、保全管理で、一部は周辺の方が管理していたと聞いています。今回、所有権移転をしてお渡ししたいということで、申請となりました。

○委員（森 孝雄） 分かりました。

○議長（山下 忍） 3番案件ですが、親子間の贈与だが、譲り渡し人の経営面積と譲り受け人の経

営面積が同じだがどういうことか。

○事務局（池田主査） 経営面積ですが、世帯での経営面積となります。同居している親子のため経営面積は同じとなります。

○議長（山下 忍） 贈与があるのに耕作面積が同じというのはおかしいのではないか。

○事務局（山本局長） 農地法3条の所有権移転の規定のなかで、農地を受ける側の下限面積が必要になります。その下限面積の考え方が、世帯でどれだけの面積を持っているかが判断基準となります。今回お父さんから息子さんへ贈与することになるが、息子さんの下限面積を確認しますので、同世帯になれば同じになります。議案の括弧については下限面積の判断になるとお考えください。

○議長（山下 忍） その他、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） その他、ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第14号の農地法第3条（所有権の移転）、5件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この5件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に、転用許可後の事業計画変更について7件上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第15号 転用許可後の事業計画変更について）

○事務局（磯口係長）

それでは、19ページとなります。

議案第15号 転用許可後の事業計画変更について

下記のとおり事業計画の変更承認申請があったので、承認するものとする。

令和3年6月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、1件です。

20ページとなります。

初計画人及び変更後計画人は、いずれも不動産仲介業〇〇〇〇で、水道用地と住宅用地を区分するための申請です。

申請地は落合の田3筆で、面積は1,509㎡、実測面積は1539.31㎡です。

変更理由は、令和3年2月、〇〇〇〇は申請地を住宅用地（特定建築条件付売買予定地）として転用することの許可を受けました。申請地の造成をしたところ、隣接地の水道管が申請地内に埋設されていることが分かり、水道管の所有者から埋設されている水道管をそのまま利用したいとの要望があったため、水道用地14.32㎡と住宅用地（特定条件付売買予定地）1524.99㎡を区分するため申請におよびました。

場所は、大津小学校から南東へ約150m、大津保育園から南西へ約130mに位置します。街区内の宅地化率が40%を超えるため、農地区分を第3種農地と判断しました。

許可基準に基づく検討状況です。申請地に隣接する農地はなく、変更目的が水道用地と住宅用地（特定建築条件付売買予定地）の区分であり、問題はないため、承認するにやむを得ないと考えます。

これまでの諸経過から承認してやむを得ないと考えるところです。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○議長（山下 忍） ご意見ご質問はありませんか。

ご意見もないようでございますので、採決いたします。この議案第15号 転用許可後の事業計画変更、1件について、申請書の提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この1件につきましては、申請書のとおり承認することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に議案第16号 農地法第4条について、2件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第16号 農地法第4条について）

○事務局（磯口係長） それでは、21ページをご覧ください。

議案第16号 農地法第4条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

令和3年6月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、2件です。

22ページになります。

1番、申請人は、南二丁目の農業〇〇〇〇さんで、申請地は南二丁目の田2筆、面積は950㎡です。共同住宅への転用申請です。

場所は、島田南幼稚園から東へ約330m、島田第三小学校から北東へ約370mに位置します。申請地は第一種住居地域の用途地区内の農地であるため、農地区分を第3種農地と判断しました。

転用理由です。申請人は定年退職後、農業をしてきましたが、高齢になってきたため、申請地の耕作が困難になってきており、将来の老後収入のことも考えて、申請地にアパートを建築したく申請に及びました。

計画としては、軽量鉄骨3階建て、建築面積193.04㎡の住宅1棟と駐車場18台を整備します。他地目併用全体面積は978.36㎡です。進入は北側の市道から、排水は公共下水道へ排水します。

許可基準に基づく検討状況です。申請地に隣接する農地は残りますが、営農への影響は少なく、排水先及び申請人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

2番、申請人は、東町の農業兼不動産賃貸業の〇〇〇〇さんで、申請地は東町の畑2筆、面積は1,611㎡です。共同住宅及び介護福祉施設への転用申請です。なお、事業面積が1,000㎡を超えるため土地利用承認案件となります。

場所は、六合東小学校から北東へ約990m、介護老人保健施設さくらから北東へ約460mに位置しま

す。申請地は第1種農地、第3種農地に該当しない農地であるため、農地区分を第2種農地と判断しました。

転用理由です。申請人は農業を営んでいますが、労働力不足により申請地の耕作が困難になってきています。そこで、暮らしを立てるための手段及び障害者福祉への貢献のため、賃貸アパートと介護福祉施設（グループホーム）を建設したく申請に及びました。

計画としては、共同住宅が木造2階建て、建築面積177.23㎡の建物1棟と駐車場10台、介護福祉施設が木造2階建て、建築面積244.29㎡の建物1棟と駐車場8台を整備します。進入は南側の市道から、排水は北側の用悪水路に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況です。申請地に隣接する農地は残りますが、営農への影響は少なく、排水先の検討もされています。申請人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第16号の農地法第4条、2件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よってこの2件につきましては、申請書の提出のとおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に議案第17号 農地法第5条について、7件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第17号 農地法第5条について）

○事務局（磯口係長） それでは、23ページになります。

議案第17号 農地法第5条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

令和3年6月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、7件です。

24ページをご覧ください。

1番案件、使用借人は静岡市の会社員〇〇〇〇さん、使用貸人は阿知ヶ谷の会社員〇〇〇〇さんです。

申請地は、阿知ヶ谷の田、現況畑の1筆289㎡で、自己住宅としての申請です。

場所は、島田工業高等学校から南西へ約310m、家電量販店ノジマから東へ約90mに位置しています。申請地は準工業地域の用途地区内の農地であるため、農地区分を第3種農地と判断しました。

転用理由です。現在、使用借人は借家住まいをしていて、以前から住宅敷地を探しており、使用貸人である父親に申請地の借用を相談したところ、承諾を得られたため、申請に及びました。

計画としては、木造平家建て、建築面積109.18㎡の住宅1棟と駐車場2台を整備し、進入は南側の市道から、排水は東側の道路側溝に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況です。申請地に隣接する農地は残りますが、営農への影響は少なく、排水先の検討もされています。使用借人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

2番、使用借人は川根町家山の会社員〇〇〇〇さん、使用貸人は川根町身成の会社員〇〇〇〇さんです。

申請地は川根町身成の畑1筆341㎡で、自己住宅としての申請です。

場所は、川根中学校から北東へ約140m、島田消防署川根南分遣所から南西へ約230mに位置します。街区内の宅地化率が40%を超えるため、農地区分を第3種農地と判断しました。

転用理由です。現在、使用借人は賃貸住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になってきたことから、自己住宅を建築したく、申請地の借用を義理の父である使用貸人に相談したところ、承諾を得られたため、申請に及びました。

計画としては、木造2階建て、建築面積57.96㎡の住宅1棟と、駐車場3台を整備し、出入りは北側の市道から、排水は北側の道路側溝に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況です。申請地に隣接する農地は残りますが、営農への影響は少なく、排水先の検討もされています。使用借人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

3番、譲受人は野田の会社員〇〇〇〇さん、譲渡人は横浜市の公務員〇〇〇〇さんです。

申請地は、野田の田1筆26㎡で、自己住宅としての申請です。なお、他地目併用全体面積は155.45㎡です。

場所は島田市立総合医療センターから西へ約20m、島田北幼稚園から北西へ約330mに位置します。申請知地は準住居地域の用途地区内の農地であるため、農地区分を第3種農地と判断しました。

転用理由です。譲受人は申請地の南隣に居住していましたが、市道の拡幅事業により住宅を取り壊すことになり、現在は仮住まいをしています。用地買収で減った土地の補填のため、申請地を含めた隣接地を取得し、自己住宅を新築したいため、本申請に及びました。

計画としては、木造平屋建て、建築面積69.97㎡の住宅1棟及び駐車場1台を整備し、出入りは北側の市道から、排水は北側の道路側溝へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況です。申請地周辺に農地は残りますが、営農への影響は少なく、排水先の検討もされており、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

4番、譲受人は道悦の会社員〇〇〇〇さん、譲渡人は御請の会社員〇〇〇〇さんです。

申請地は、東町の田1筆144㎡で自己住宅としての申請です。

場所は、谷口橋から北東へ約470m、六合小学校から南東へ約550mに位置します。申請地は、街区内の宅地化率が40%以上の農地であるため、農地区分を第3種農地と判断しました。

転用理由です。現在、譲受人は市内のアパートにて、妻と子供1人の3人で暮らしていますが、子供の成長に伴い、アパートが手狭になってきたことから自己住宅を建築したく、住宅敷地を探していたところ、申請地の譲渡の承諾を譲渡人から得られたため、申請に及びました。

計画としては、木造2階建て、建築面積53.82㎡の住宅1棟、駐車場3台を整備し、出入りは南側の市道から、排水は西側の用悪水路へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況です。申請地周辺に農地は残りますが、営農への影響は少なく、排水先の検討もされており、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

24ページから25ページになります。

5番、使用借人は静岡市の太陽光発電業〇〇〇〇さん、使用貸人は東町の農業〇〇〇〇さんです。

親子間での使用貸借による営農型太陽光発電施設としての申請です。なお、平成30年6月に3年間の一時転用の許可を受けていて、今回は初回更新となっています。

申請地は東町の田1筆1,723㎡の内、太陽光発電施設の支柱等80本分の2.5㎡です。今回の申請は、初回更新になります。

場所は、サカイ産業(株)から南東へ約220m、スーパー「しずてつストア六合店」から西へ約360mに位置します。農地区分は農用区域内農地(青地)です。

転用理由です。引き続き、営農と太陽光発電のシェアリングを行い、農業と売電を続けていきたいため、申請に及びました。

計画としては、申請地に設置されている2つの太陽光発電施設を、引き続き使用します。185Wの太陽光パネルは1施設272枚、合計544枚設置されていて、9.9KWのパワーコンディショナーは1施設5台、合計10台設置されています。設備認定出力は1施設49.5KWです。パネルは南向きで角度は20度、基礎はスクリー式杭の打込みで、支柱の高さは営農に支障のない2.5mとなっています。施設下部の農地面積が992㎡、パネル面積が669㎡であるため、遮光率は67.4%です。

施設下部の作物は、プランター栽培による榊(さかき)で、南側に112本、北側に124本を配置し、合計236本を引き続き、栽培する計画です。

許可基準に基づく検討状況です。営農については、下部農地の榊の生育があまり良くないため、改善が必要だと考えます。ただ、周辺農地の営農への影響は少なく、太陽光発電施設撤去の資金計画にも問題はないため、許可もやむを得ないと考えます。

なお、営農型発電設備の下部の農地における状況報告書は毎年、提出されることになっており、意見書は静岡市清水区の業者のものが添付されています。

6番案件、譲受人は東京都の製造業〇〇〇〇、譲渡人は東町の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は、旗指の田1筆558㎡で、バネを製造する工場の申請です。他地目併用全体面積は8753.74㎡で、1,000㎡を超えるため、土地利用事業計画承認案件になります。

場所は、島田中央幼稚園から北へ約270m、島田消防署から北へ約500mに位置します。街区内の宅地化率が40%以上であるため、農地区分を第3種農地と判断しました。

計画としては、鉄骨造2階建て、建築面積3,191.57㎡の工場1棟を建設し、駐車場48台を整備します。

許可基準に基づく検討状況です。申請地周辺に農地はなく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

7番、譲受人は向島町の不動産・総合建設業〇〇〇〇、譲渡人は旗指の農業〇〇〇〇さんです。

申請地は、旗指の田1筆997㎡で、分譲宅地の申請です。土地利用事業計画承認案件になります。

場所は、島田中央幼稚園から南東へ約130m、島田消防署から北東へ約130mに位置します。申請地は第一種中高層住居専用地域の用途地区内の農地であるため、農地区分を第3種農地と判断しました。

計画としては、分譲宅地5区画で、各区画の面積は資料のとおりです。

許可基準に基づく検討状況です。申請地周辺に農地は残りますが、排水先の検討がされており、営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます

説明は以上です。

○議長(山下 忍) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員(森 孝雄) 5番についてですが、太陽光発電施設が全体に広がっていたのですが、市から注意を受けて、その部分を取り外しています。台がそのまま放置されている状態ですけどいかなものでしょうか。

○事務局(石原主事) 草抑として防草シートを敷いてあるのですが、防草シートを抑えるために発電施設を設置したとのことでした。それならば、発電施設はいらないと指導したところ、発電施設

を外し台だけ残した経緯があります。

○委員（森 孝雄） 防草シートを抑えるために台を残したということですね。

○事務局（石原主事） そうです。

○委員（森 孝雄） 分かりました。

○議長（山下 忍） 総会議案ですが、備考欄に当初申請時の太陽光発電施設について書いてあるが、2回目以降は必要なく、施設のことよりも、営農の効果や内容を記載した方が委員も分かりやすいと思う。経営状況も記載した方がいいと思うがどうか。

○事務局（磯口係長） 次回から、備考欄には営農状況等も記載するようにします。

○議長（山下 忍） その他、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問も無いようでございますので、採決いたします。

この議案第17号の農地法第5条、7件については、申請書の提出のとおり許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この6件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。また、諮問する1件については、許可相当の答申があった場合に許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に、議案第18号 非農地証明願について、1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第18号 非農地証明願について）

○事務局（磯口係長） 26ページをご覧ください。

議案第18号 非農地証明願について

下記のとおり非農地証明願が提出されたので、これを証明するものとする。

令和3年6月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、1件です。

27ページになります。

申請者は中溝町の〇〇〇〇さん。

申請地は、野田と阿知ヶ谷の農地7筆2,278.67㎡。用途は山林及び道路敷地です。

申請者は令和2年1月に相続をしましたが、前所有者が高齢のため耕作できない状況が続いたことで樹木や竹が繁茂し、このうち1筆は道の一部となっていて農地への復元が不可能となっています。また当時は法律に暗く、農地法の手続きを理解していなかったため現在に至っているものです。

申請地は、国道一号波田トンネルの南北に6筆が散在、野田の菅ヶ谷池南東に1筆で、野田332-1以外は山間にあります。

本申請に伴い、10年以上農地でないことの第3者からの証明があり、農用地の区分は651-2が青地でほかは白地となっています。いずれも農地としての復元が困難であるため、非農地とする条件に該当することから、やむを得ないと考えるものです。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第18号 非農地証明願、1件について、申請書の提出のとおり証明することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よってこの1件につきましては、申請書の提出のとおり証明することに致します。

○議長（山下 忍） 次に議案第19号 農用地利用集積計画について、17件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第19号 農用地利用集積計画について）

○事務局（磯口係長） それでは、28ページをご覧ください。

議案第19号 農用地利用集積計画について

農用地利用集積計画（第3号）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の依頼があったので、これを決定するものとする。

令和3年6月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

総数は19件で、所有権移転が1件で、205㎡。

利用権設定につきましては、使用貸借が10件で 9, 884.00㎡、賃貸借が6件で 8, 106.00㎡。

これらの畑と田の内訳は右に記載のとおりとなっています。

29ページになります。

所有権移転から説明をします。

所有権移転をする農地は、阪本の畑1筆 205㎡ 譲受人は、阪本の〇〇〇〇さん、譲渡人は阪本の〇〇〇〇さん。

利用目的はレタス等の育苗で、売買です。こちらは、5月26日に塚本委員と増田推進委員に調整委員として立会いをしていただきました。

申請地は青地で、譲受人の〇〇〇〇さんは認定農業者で近隣の農地を耕作しており、今後の適正な管理も見込まれることから、所有権移転について問題ないと思われれます。

農用地利用集積計画(利用権の設定)について設定期間ごとに、面積、設定する利用権の種類等の説明をします。いずれも7月1日貸借開始となります。

30ページになります。

設定期間3年間の内訳です。

全部で7件、合計10筆で面積は合計6,174㎡です。

権利の種類は賃借権が2件、使用借権が5件、再設定が1件、新規設定が6件です。

31ページになります。

設定期間5年間の内訳です。

全部で4件、計6筆で面積は合計3,631㎡です。

権利の種類は賃借権が2件、使用借権が2件、すべて新規設定です。

32ページになります。

設定期間6年間の内訳です。

全部で2件、計2筆で面積は合計1,996㎡です。

権利の種類は賃借権が1件、使用借権が1件、いずれも再設定です。

33ページになります。

設定期間9年間の内訳です。

全部で2件、計4筆で面積は合計2,487㎡です。

権利の種類は賃借権が1件、使用借権が1件で、いずれも新規設定です。

34ページになります。

設定期間10年間の内訳です。

1件、6筆で面積は3,702㎡です。

権利の種類は使用借権、新規設定です。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問も無いようでございますので、採決いたします。

この議案第19号の農用地利用集積計画、17件について決定することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 委員全員の賛成をいただきました。よって、この17件につきましては、計画書の提出どおり決定することにいたします。

○議長（山下 忍） それでは、次に議案第20号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の案、並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案についてについて、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

（議案第20号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の案、並びに令和3年度の目

標及びその達成に向けた活動計画の案についてについて)

○事務局(磯口係長) それでは、35ページをご覧ください。

議案第20号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の案、並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案について

別紙のとおり、決定するものとする。

令和3年6月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

資料は36ページ以降になります。

農業委員会は毎年、事業の計画を立てて、その事業活動を点検・評価すると共に、計画を策定し、これを基に事業を実施しております。

今年度も別紙の通り、令和2年度の事業の実績報告として、法令事務に関する点検と評価について記載しています。また令和3年度の目標及び活動計画の設定については現状の課題及び目標を設定しております。

議案の内容についてご承認いただいた後は、県を通じ国へ報告する手続きをしております。

内容は、現地調査会で説明をさせていただき、またご欠席委員のみなさまには送付させていただいているところですが、今一度説明させていただきます。

それでは初めに令和2年度の事業活動の点検・評価についてご説明させていただきます。

36ページから43ページをご覧ください。

まず1番は農業委員会の状況として、令和3年3月末現在で島田市の耕地面積や農家数等を各基準に従って報告しております。

2番の農業委員会の体制については、現在の体制について記載しております。

37ページから40ページの目標値は、市で定めているアクションプランの数値を元に設定しております。

まず37ページは担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、2の令和2年度の目標及び実績は①の集積目標2,504haに対し②実績1,179haで目標より1,325ha少ない54.80%の達成率でした。

これは、担い手の内「基本構想水準到達者」の対象者について見直しを行いゼロとしたため、集積面積も減ってしまいました。これにより、計画に基づいた活動の結果、目標値は達成できませんでした。高齢化等により貸出希望農地は増加する一方、受け手となる担い手側は既に飽和状態となっており、傾斜地等耕作不便な農地の借り手は見つからないという課題はあるものの、集積目標に向け、今後も引き続き農地中間管理事業を活用した借り入れ推進が必要と考えております。

続いて、38ページ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、令和2年度は参入目標1経営体、0.5haに対し、就農者がおらず、参入実績はありませんでした。引き続き、農業振興課と連携し新規就農者や法人化への育成支援を実施して行きたいと考えます。

39ページは遊休農地に関する措置に関する評価で、2の①で解消目標を2.9haとしておりましたが、②実績としては7.2haとなり、目標に対し248.28%も解消できました。これは、委員の皆様様の活動の成果です。

活動実績としては委員の皆様が地区で農地パトロールを実施し、その後、3筆 0.2haについて意向調査の配布・回収・耕作の管理指導・耕作者のあっせん等を行っていただいております。

しかし、地道な活動を行っても放棄地の増加が拡大しており、解消するための基盤整備に対する補助金の削減や集積を進める上で地権者等の同意を得られないことが多く、解消は困難となっており、今後は耕作条件の悪い農地は非農地判断を進めるほか、耕作条件の良い農地では個人単位ではなく地域単位での農地保全にシフトして行かざるを得ない状況です。

40ページは違反転用への適正な対応として、転用申請時等に判明した案件、あるいは通常の活動の中で違反転用と思われる案件については随時現場調査し、その都度指導等を行っております。

41ページからは農地法等によりその権限に属された事務に関する点検として3条案件は33件、4条、

5条の転用案件は合計155件を審議しております。

42ページは農地所有適格法人からの19件の報告の状況、貸借料情報の提供状況1,241件、農地の権利移動等の状況6,563件の案件を取り扱っております。

43ページは地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容と、総会等の議事録や活動計画の点検公表方法について報告しております。

44ページからは、令和3年度の目標とその達成に向けた活動計画となります。

初めに、農業委員会の状況として島田市の農家農地等の状況、農業委員会の現在の体制について報告しています。

45ページの上段は担い手への農地の利用集積・集約化の目標として市が設定したアクションプランに基づき、担い手への集積目標を2,569haとし、そのうち新規集約面積を1,390haとしております。これは、先ほども説明をしましたが、担い手の内「基本構想水準到達者」の対象者について見直しを行ったため集積面積が減ってしまったためです。

また、下段の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進として、新規2経営体、0.5haを目標とし、農林課と連携し新規就農者・法人化への育成・支援を実施してまいります。

46ページ、遊休農地に関する措置といたしまして令和3年度は3.8haの解消を目標としております。活動計画としては6月から9月頃にかけて、利用状況調査（農地パトロール）を実施したいと考えておりますが、新型コロナウイルス感染防止の観点から昨年と同じように担当地区ごとの農地パトロールを考えています。

この農地パトロールの結果をとりまとめして10月から年明け1月に遊休農地に対する意向調査、指導等を行ってまいりたいと考えております。

また、この様式にはございませんが、パトロールによってB判定した農地、いわゆる再生困難な農地を非農地として判断し、農地から除外することについては、1.9haが実施目標となっております。

最後に違反転用への適正な対応については、農業委員会だよりや農地パトロール等により違反転用が発生しないよう法の周知、早期の発見と早めの是正指導を継続していきたいと考えております。委員の皆様にも、農家の皆さんへの啓発、情報の収集につきお願いをいたします。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ご意見ご質問がありましたら、お願いします。

○委員（森 孝雄） 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進とありますが、他の市と同じようなことでなく、島田市独自の対策が必要だと思えます。何年か前にも新規参入の方を対象に80人くらい磐田で研修をしたことがあります。実際の農地を買って経営をした方は10人くらいで、農業法人に就職したりして、専業の方はなかなかいなかった。一番の条件はやる気があっても技術がないこと、1年研修ただけでは難しい。農家へ短期でも研修するのが必要であり、市である程度補助して、支援体制が必要だといつも感じている。もう一つ、始めたが技術が不足してお金にならない、大きな農場を買っても売れるものにならない。実際に経営している農家と協力して支援体制を確立する方法はないか。

単に農業経営だけで生活するのではなく、会社員をしながら休みの日に農業をやりたいという人を支援する体制を考えることはできないか。

○事務局（山本局長） 新規参入者に何か支援をとのことですが、新規就農を考えている方には農業振興課農業係で相談を受け付けています。新規就農者には施設栽培が人気で初期投資がかかるため、

補助制度を活用していただく指導もしています。しかし、やみくもに補助を勧めても、行き詰ってしまうので、最初の計画が重要となり、農業係と農林事務所、農協など関係機関でサポートをして営農計画を作ってもらい、確実に実行できるかを見ています。また、先ほども話にでしたが専門農家からの指導も行っていると聞いています。このような指導をしながら認定しています。

施設園芸が主体のため、あまり大きな農地は必要でなく、今ままでどおり全ての農地を守るのは難しくなっていくと思います。国も守るべき農地を守るという考えで、非農地判断ができるところは非農地判断をして他の利用をしていく方針です。農地パトロールをしていく中でその点も見ていただきたいと思います。

○議長（山下 忍） その他、意見等ありますか。

○委員（田代 昌晴） 違反転用のへの適正な対応ということですが、是正勧告だけでしょうか。罰則とかはないのでしょうか。

○事務局（磯口係長） 現状回復命令もあるのですが、現在は是正勧告でとどまっている状況です。

○議長（山下 忍） 農地法が制定される前に知らないで転用してそのままになっているところもあり、現法で過去にさかのぼることもできないため、結果的に甘くなってしまっているところもある。罰則規定もありますが、県内でもほぼないのではないかと思います。

○委員（田代 昌晴） 分かりました。

○委員（園田 睦子） 生活ができなければ農業もできないため、新規参入者も生活自体が保障できないといきいきと農業ができないと思う。新規参入してもどれだけ農業でやっていけるのか疑問に思う。うちでは人を集めて農業に親しんでもらうことをしています。若いお母さんたちが好きなようで、子供たちを連れてきて田植えをしたり、収穫したり、自分たちで収穫したお米で何か作って売れないかとか考えているようです。今は菜種を植えて油をとり自分たちで売りたいと言っています。

1年、2年でなく、10年以上先を見て、子供たちに農業に親しんでもらうことも必要だと思います。

○議長（山下 忍） 企業などが農業に参入すれば大規模に農地を耕作してくれるので数字的にはよくなり農業が盛んかなと思えるようにはなる。

○委員（園田 睦子） 企業は収益がないとパッとやめるから、あとの責任がないように感じる。農家は自分の農地を守らなくてはならないということで、自分の労働は度外視して耕作をしていたが、若い人たちには、日当で計算したらマイナスではないかと言われる。農業屋で若い人たちが夢を持てるような職業なら多くの人が農業をすると思う。昨年ウンカにやられたので耕作放棄地が増えると思う。島田市でお米も学校給食に使うなど採算がとれるようにできないか。

○議長（山下 忍） 地産地消ですが、前の農業委員会でも地産地消ができないかと、給食センターを見学したりし、中には給食センターと契約した人もいます。

○委員（園田 睦子） 野菜で契約した人を知っていますが、安いし大きさも揃えなければならない、皮も剥いてくれなど、結局は採算が合わなくやめてしまった。思いだけでは長続きしなく、金額まで介入していかないと地産地消も続かないと思います。

○議長（山下 忍） 農協も販売所などで農産物の提供も促しているが、農業も多様化していて、3Kと言われて若い人も定着できない状況のなかで、行政として他の団体にも力強く働きかけていただきたいと思います。

○事務局（山本局長）先ほど、新たな参入者の方に初期投資として補助があると説明させていただきましたが、市や県に営農計画を出し認定された農家さんに対しては、始めは生活がうまく回らないため生活保障の補助もあると聞いております。それも数年のため稼げる農業にしていただかないとならないのですが、やり方にもよりますが、農業だけでは厳しいとは思いますが。半農半Xという言葉も出てきていますが、農業をしつつ他のことでも稼いでいくという方針も国も出しています。新しい農業経営も検討していかなければならないと思いますので、委員さんの意見も参考にしていきたいと思えます。園田委員が、近所のお母さん方が農地を活用している話をしてくれましたが、いい話だと思います。会長が発案してくれましたが、現地調査会終了後の地区連絡会で地区の話をしていただいているのですが、その場でこのような話をして様々な案を出していただく場にしていただければと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（山下 忍） それではまだお話ししたい事もあるとは思いますが、採決いたします。
この議案第20号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この件につきましては、原案のとおり決定することにいたします。

○議長（山下 忍） 以上をもちまして本日の案件は終了いたしました。
これをもちまして、総会を閉会いたします。